

The Hashima Chamber of Commerce & Industry  
**はしま会議所タイムズ**

**羽島商工会議所**

〒501-6241 岐阜県羽島市竹鼻町2635番地 TEL(058)392-9664 FAX(058)392-6708  
E-mail info@hashima-cci.or.jp URL:http://www.hashima-cci.or.jp

～羽島市特定創業支援事業『**創業塾**』開講～

羽島市は、産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画を策定し、経済産業大臣・総務大臣より認定を受けました。この計画に基づき本所では、創業者を支援し、地域の活性化・雇用の確保を図るため、特定創業支援事業（創業塾）を開催しています。



第一回は、「企業経営と戦略」というテーマで、講師の岩田会計事務所所長 岩田英人氏より、創業時に必要な

心掛けについて学びました。

大切なのは企業理念をしつかり持つことです。そこが揺らぐと、企業経営にも悪影響を及ぼしてしまいます。また、創業時とはかく利益主義に走りがちですが、企業を継続的に存続していくにはキャッシュフローが最も大切です。俯瞰的に長い目で見た経営を心がけることが息の長い企業経営に繋がるポイントと教えていただきました。

定員いっぱいとなり人気の講座となりました。女性の参加者が多く、時代の移り変わりや、創業についての関心の高さを窺い知ることができました。



- 2ページ：部会視察報告、日商夏季政策懇談会報告、消費税P.O
- 3ページ：Pセミナー報告、「中小企業等経営強化法」スタート
- 4ページ：岐阜県よりお知らせ、内閣府広報「食品衛生月間」
- 消費税率軽減税率Q&A、無料相談窓口、金融情報

羽島の夏の風物詩 **濃尾大花火**

雨天決行

※荒天・増水の場合は16日（火）に延期

場所 正木堤外運動場

恒例となりました尾張地区最大級の「20号（2尺）玉」が打ち上げられるほか、幅約200mの逆ナイアガラや華やかなスターメインなどによる光と音の大競演で大会を盛り上げます。夏の夜のひと時をお楽しみください。

※羽島市運動公園多目的広場の駐車場はご利用できません。ご来場の際は臨時駐車場（文化センター・市役所・真如苑約1300台無料）よりシヤトルバス

日時 8月14日（日）

午後7時30分～

8時45分

（往路200円・復路無料）をご利用ください。

**法定台帳**

**ご記入のお願い**

商工会議所では、法律により、特定商工業者を対象とした法定台帳の備え付けが義務づけられております。台帳に基づき「取扱品目」で取引先の紹介などに使用するものです。

入の上返信用封筒（切手不要）にてご返送いただきますようお願いします。

返信期限 8月31日（水）

特定商工業者とは次の1・2のいずれかに該当する事業所です。

1. 従業員数（パート等含む）が20人（商業・サービス業は5人）以上
2. 資本金が300万円以上

該当する事業所には7月中旬に別途郵送させていただきますので、所定事項をご記

お問い合わせ 羽島商工会議所  
☎ 392219664

# ノスタルジックなSL、静岡・大井川鐵道を視察



飲食・サービス部会（山田恒夫部長）では、7月11（月）に視察研修を実施し、総勢77名が参加しました。今年、遠州の古刹龍潭寺と大井川鐵道を視察しました。

電化され一度は姿を消した旧国鉄最後の蒸気機関車を復活させた大井川鐵道は全国的にも有名です。ゆったりと自然豊かな景色を眺められる観光蒸気機関車として、最近では、機関車トーマスの企画車両の導入などで人気を博しています。

また、静岡県は新東名高速道路の開通に伴い観光に力を入れています。2017年NHK大河ドラマに「おんな城主井伊直虎」が決まるなど、いつそう人気が高まるでしょう。

観光資源の有効利用と掘り起こしといった先進事例を見学し、会員相互の親睦を深める大変有意義な研修でした。

## 事務局長報告

### 日本商工会議所夏季政策懇談会に出席



7月20日、東京帝國ホテルにて日本商工会議所夏季政策懇談会が開催され、全国より選ばれた会頭等（約50名）による懇談会のオブザーバー（約200名）として出席。以下のテーマについて活発な討議が行われました。

○テーマ  
まち・ひと・しごと創生の実現に向けた課題解決のための政策討議

○論点  
1. 中堅・中小企業の成長に向けた後押し（しごとづくり）  
2. 人手不足への対応と多様な人材の活躍推進（ひとづくり）  
3. ひと・しごとを支える基盤となる地域の活性化（まちづくり）

主に左記の内容が議論の中心でした。

- ・ Uターン、Iターンの推進
- ・ 社会インフラ整備早期実現の推進
- ・ 若者の創業、M&A、事業承継の推進

## 消費税軽減税率対策 消費税率軽減税率対策

### 「手描きPOPセミナー」を開催



7月25日（月）・26日（火）、当所にて、デザインオフィス忠生代表 佐藤忠生氏を講師にお招きし、手描きPOPセミナーを開催しました。

毎回参加者の方からご好評いただいている人気セミナーです。

今回は、応用編としていつもとは違う半立体POPに挑戦。他店との差をつけようと皆さん熱心に実習に取り組んでいらっしゃいました。消費税増税は平成31年10月に延期されましたが、増税とともに軽減税率制度も導入されますので早めの対応が必要です。

販売促進にご活用いただける実践セミナーを今後も開催してまいります。

中小企業庁

## 中小企業等経営強化法

### 7月よりスタート

「経営力向上計画」で稼ぐ力を強化するチャンスです!

人材育成、設備投資などによる生産性向上を集中支援!!

機械及び装置の固定資産税が3年間半額に!

利用できる方：資本金1億円以下の会社、個人事業主など  
対象設備：160万円以上の機械及び装置（新品）  
要件：生産性が年平均1%以上向上する設備

### 金融支援

信用保証協会による信用保証の枠の拡大など  
詳しくはコチラ

経営強化法

担当省庁による認定が必要です

計画策定のサポート&お問合せ先  
経営力向上計画相談窓口  
中小企業庁事業環境部企画課 ☎03-3501-1957



# 2016 なまずまつり開催

## 10月22日(土)、23日(日)

イベント会場：岐阜羽島駅前北周辺会場  
竹鼻商店街一円会場 (22日(土)、夜のみ)



### 岐阜県よりお知らせ

#### 「公正採用選考に係る人権啓発研修会」のご案内

企業等の採用活動において、応募者の適正と能力に基づく公正な採用選考が行われるよう、公正採用選考に係る人権啓発研修会を開催します。

◎日時：8月22日(月) 13:30~16:00 受付13時より 場所：不二羽島文化センター401会議室

定員：220名 参加費無料

○お申込み等詳細につきましては、最寄りのハローワーク又は岐阜労働局職業対策課(電話058-245-1314)まで。

#### 「障がい者雇用推進セミナー」のご案内

経営者と現場担当者の2名を招き、経営面からは障がい者雇用におけるトップの意思決定の重要性を、現場からは実際に雇用した際の職場環境の見直し、受け入れ現場の課題やその克服方法など、リアルな声を分かりやすくお伝えします。

◎日時：9月13日(火) 14:00~16:00

場所：岐阜県シンクタンク庁舎5階大会議室

参加費無料

○お申込等詳細につきましては、岐阜県商工労働部労働雇用課(障がい者就労係)(電話058-272-8397)まで

### 羽島食品衛生協会よりお知らせ

#### 8月は食品衛生月間です

夏期は細菌が繁殖しやすく食中毒が多発します。厚生労働省では、毎年8月を食品衛生月間と定め食中毒の防止と衛生管理に関する情報提供などリスクコミュニケーションの推進活動を行います。

#### 食中毒を予防するには

食中毒菌を「付けない、増やさない、殺す」の三原則に気をつけましょう。

- 1、新鮮な食品を使い、調理器具は清潔にする。
- 2、トイレの後や調理の前には必ず手洗いをする。
- 3、調理した食品は早く食べる。
- 4、食品は十分に火を通し、冷蔵庫で保管する。
- 5、冷蔵庫内は10℃以下に設定する。
- 6、ネズミ・ハエ・ゴキブリなど鼠族・昆虫類の駆除に努める。
- 7、下痢など体に異常を感じたら、早めに医師の診察を受ける。



### 国家公務員の再就職規制にご協力を

#### ■公務員やOBの再就職をあっせんする行為

現役国家公務員が企業等に対し、他の現役公務員・OBの再就職を依頼することや、国家公務員・OBの情報提供等を行うことは禁止されています。

#### ■利害関係のある企業への求職活動

現役国家公務員が、職務として携わる契約や処分などの相手方となっている利害関係企業等に対し、在職中に求職活動を行うことは禁止されています。

#### ■再就職した公務員OBが契約や処分に関して元の職場に働きかける行為

再就職した国家公務員OBが、再就職先の契約や処分に関し、便宜を図るよう元の職場(省庁)に働きかけることは禁止されています(ただし、原則として退職後2年間に限りです)。

#### ☆各企業へのお願い

企業の皆様におかれても、規制違反を未然に防ぐ観点から、国家公務員・OBにこうした行為を求めないようご協力をお願いいたします。また、規制違反が疑われる行為を見聞きした場合には、下記連絡先まで情報提供をお願いいたします。

◇連絡先 内閣府再就職等監視委員会事務局

電話：03-6268-7660~7668 URL <http://www5.cao.go.jp/kanshi/index.html>

## 無料相談窓口のご案内

種別	相談日等
金融 <small>要予約</small>	【日時】8月17日(水) 10:00～12:00 【相談員】日本政策金融公庫
記帳	●昼間 記帳相談 【日時】8月24日(水)・25日(木) 14:00～16:00 【相談員】本所職員
	●夜間 記帳継続 【日時】9月6日(火)・7日(水) 19:00～21:00 【相談員】税理士・本所職員
法律 <small>要予約</small>	【日時】8月24日(水) 13:00～16:00 【相談員】岐阜県司法書士会所属 司法書士「相続」「遺言」「財産管理」等身近な問題についてアドバイス！ お気軽にご利用ください。

※開催場所は、すべて羽島商工会議所です。  
※金融、法律のご相談は、面談時間等の調整を行いますので、お電話にてご予約ください。なお、予約〆切りは前週金曜日です。  
※お申込が無い場合は開催されないことがあります。

【お問合せ】 中小企業相談所 ☎392-9664

## 金融情報

### 金利のお知らせ（H28.8.1現在）

【日本政策金融公庫】  
 マル経資金……………1.30%  
 普通貸付……………1.25%～2.35%  
 【羽島市融資制度】小口融資……………0.75%

※小口融資のお問合せ・お申込みは、羽島市商工観光課(☎392-1111)まで

### 消費税軽減税率対策窓口相談等事業 転嫁対策・軽減税率制度を知っていただくために 施策普及員がお伺いいたします

～事業主様のお声をお聴かせ下さい～

訪問の際には何卒よろしくご協力の程お願い申し上げます。

訪問期間  
 平成28年8月1日(月)～平成28年11月30日(水)



創業64年の実績  
 安全・信頼のブランド、羽島観光バスです。



岐阜羽島バス・タクシー株式会社 お気軽にお問合せください  
 岐阜県羽島市舟橋町宮北1丁目21番 ☎058-391-2205

## 消費税軽減税率Q&Aコーナー

**Q** どんな商品が軽減税率制度の対象になるの？

**A** 軽減税率(8%)の対象品目は、  
 ①飲食料品(お酒や外食サービスは除く)  
 ②週2回以上発行される新聞  
 (定期購読されるものに限る)です。

### 消費税軽減税率制度の対象品目

対象品目 8% 対象外品目 10%

**8%** **飲食料品**  
(食品表示法に規定する食品)

**8%** **持ち帰りのための容器に入れ、または包装を施して行う飲食料品**  
 ・牛丼屋のテイクアウト  
 ・コンビニの弁当

**10%** **外食**  
 ・牛丼屋などでの店内飲食  
 ・フードコートでの飲食  
 ①飲食に用いられる設備(椅子・テーブルなど)のある場所において、  
 ②飲食料品を飲食させるサービス

**8%** **有料老人ホーム等で提供される飲食料品**

**10%** **出張料理など**

### 一体商品



**10%** **酒類**

1万円以下の少額のもので、価額のうちに軽減税率の対象となる食品の占める割合が2/3以上である場合に限り、全体が軽減税率の対象となる

**8%** **新聞**  
 週2回以上発行される新聞(定期購読されるものに限る)

**10%** **医薬品 医薬部外品等**



各種新車・中古車販売修理  
 車検・点検・自動車保険・钣金塗装

## オオハシモーターズ

羽島市竹鼻町飯柄859-1

☎ <058> 393-0050  
 FAX <058> 393-0171  
 携帯 090-3305-4763